

資料編

用語解説

あ

○アスベスト飛散対策

建築資材等に使われていたアスベスト（石綿）が肺癌、悪性中皮腫などの人体への健康被害を起こすことが明らかになったため現在は使用が禁止されているが、建物のリフォームや解体時等においてその飛散があるための対策。

○延焼遮断帯

道路、河川、鉄道等の整備及びその周辺建物の不燃化により火災の延焼を遮断する帯状の空間。

○オープンスペース

公園、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地。

か

○冠水

洪水などのために、道路や田畑等が水をかぶること。

○軌道系交通

電車やモノレール等の線路構造物系の交通手段。

○協働

市民や行政など立場の異なる複数の主体が、何らかの目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら活動すること。

○コミュニティゾーン整備

歩行者の通行が優先されるべき住居系地区等において、地区内の安全性・快適性・利便性の向上を図ることを目的として、ハード的手法（ハンプ等を設けた道路構造等）とソフト的手法（最高速度制限等の交通規制等）を適切に組み合わせた面的かつ総合的な交通対策を展開すること。

○コミュニティバス

住民の交通の利便性を増進するために、地方自治体等が運行する地域内のバス。

○コンセプト

概念。全体を貫く統一的な視点や考え方。

○3市共同資源化事業基本構想

廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、3市共同資源物処理施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする3市共同資源化事業の全体像を示すもの。

○3市共同資源物処理施設

プラスチック製容器包装及びペットボトルの2品目を処理する資源物処理施設で、東大和市暫定リサイクル施設用地に建設予定。

○市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として計画的に整備を図るべき区域。

○市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

○シックハウス防止

建材・内装材・家具などから家屋内に発生するホルムアルデヒドなどの化学物質によって引き起こされる病気や症状を防止する対策のこと。

○質的充実

一定水準の量的な充足を目指した整備に加えて、市民の豊かで充実した生活を実現させるため、景観、環境、福祉などの機能の充実を図ること。

○市民農園

市民が農作業を楽しめるように、市が農地を借り受けて開設する農園。

○住宅セーフティネット

誰もが適切な住宅に居住できるようにするための仕組み。

○循環型社会

これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省から、資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして自然に戻すような、持続的な発展が可能となる暮らし方をする新たな社会システム。

○シンボルロード

道路構造、付属施設、沿道建築物などの特色により、地域の顔や象徴（シンボル）となる道路。

○生活関連施設

日常生活に密着する商店、銀行、郵便局、公共公益施設等。

○生活心

交通、商業、業務、文化、福祉などの機能が充実した、人々の多様な活動や交流の場となる地区であり、身近な生活圏の中心となる地区。

○生活都市

単なるベッドタウンとしての住宅都市でなく、商業や文化の機能も兼ね備えた、生活を楽しむことのできる都市。

○生活道路

幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な関わりを持つ道路。

た

○地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。具体的には、用途地域、特別用途地区、その他の地域地区に大別される。

○地域道路

市の「地域道路計画」に基づく、地域形成の骨格となる主要な道路の整備を目指して位置づけた生活道路。

○地域バリアフリー化

道路や公園、建築物等個々の施設のバリアフリー化とともに、街づくりの中で全ての人が自由に行動できる環境を整備していくこと。

○地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を市が定める、地区レベルの都市計画。住民提案によるものと市が主導する決め方があるが、どちらも、住民などの意見を反映して、その地区独自の街づくりのルールを定め、地区を単位として建築や開発行為を規制・誘導するもの。

○低炭素型社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

○東京都福祉のまちづくり条例

東京で生活する全ての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」の実現のために、福祉のまちづくりの総合的推進や一般都市施設の整備について定めた条例。

○透水性舗装

アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間が出来るようにすることにより、雨水を直接地中に浸透させる舗装工法。雨水の流出抑制だけでなく、街路樹の保護育成や地下水のかん養に効果がある。

○都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定し、都市計画を定めていく区域。

○都市構造

一般的には、都市の基本的な骨格、地域の構造のことを意味する。

もともと、都市の地域構造を説明する概念として、都市地理学などで使われたが、近年では都市計画においても、「都市機能の空間的事象である地勢、土地利用・交通の物的空間構造」（アーバン・ストラクチュア）といった内容で理解されている。

な

○ノーマライゼーション

障害がある人も、ない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。

は

○バイオマスエネルギー

CO²の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で既に身近に利用されている。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材（木くず）、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、糞尿、プランクトンなどの有機物である。

○バリアフリー

段差の解消、スロープや手すりの設置、建物出入り口の自動ドア化等、高齢者や障害者が社会生活上障害となり、不便とを感じる物（バリア）を取り除くこと。

○ヒートアイランド現象

都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。

○ビオトープ事業

Bio（生物）と Tope（場所）との合成語で「小動物が棲息できる場所」の意。公共事業や民間の開発行為において、積極的に野生の生き物が生息可能な環境条件を復元・創造する事業。

○福祉インフラ

高齢者や障害のある人、あるいは乳幼児等、支援を要する人のためのハード及びソフト環境の基盤的な条件。

○ポケットパーク

街路の沿道に整備された小公園。チョッキのポケットのように、普段はあまり意識しないがあると便利なことから、ポケットパークと呼ばれ始めたと言われる。

ま

○街角広場

市街地にある道路内や交差点付近等で、舗装、植栽、ストリートファニチャー類を整備してつくりだす小広場。

や

○屋敷林

農家などの周囲に、防風等を目的に設置された林。

○ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者等を区別して考えるのではなく、誰にでも使いやすい空間をつくっていかうとするバリアフリーから一歩進んだ考え方。

ら

○ライフステージ

人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。

○ライフライン

生活に不可欠な水道・電気・ガスなどの供給システム。

○6次産業化

地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組み。

○ロードサイド型施設

幹線道路沿道等に立地し、大規模駐車場を有する大型施設。ショッピングセンター、書店、家電、紳士服、スポーツ用品店、カラオケ店等がある。

○路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。

これに対し、「路上駐車場」は、道路の路面に設置される自動車の駐車のための施設をいう。なお、パーキングメーターの設置されている道路部分は、駐車場として位置づけされているものではなく、道路交通法に基づき、駐車禁止を一時解除したものである。

用語の使い方

本計画では、類似した用語を次のように使い分けました。

街づくり ⇒ 地域や地区レベルでとらえて、ソフト的手法を含むが主にハード的手法によって整備を進める場合に用いる。

都市づくり ⇒ 市全体の視点でとらえて、ハード的手法によって都市整備分野の整備を進める場合に用いる。

まちづくり ⇒ ハード的手法とソフト的手法を組み合わせ、都市整備分野以外の施策も含め、総合的に整備や充実を図る場合に用いる。

維持 ⇒ (広辞苑) 物事をそのままの状態でもち続けること。つなぎもつこと。

良好な現状を、今後もそのまま保ち続けること

(例) 良好な住環境を維持します

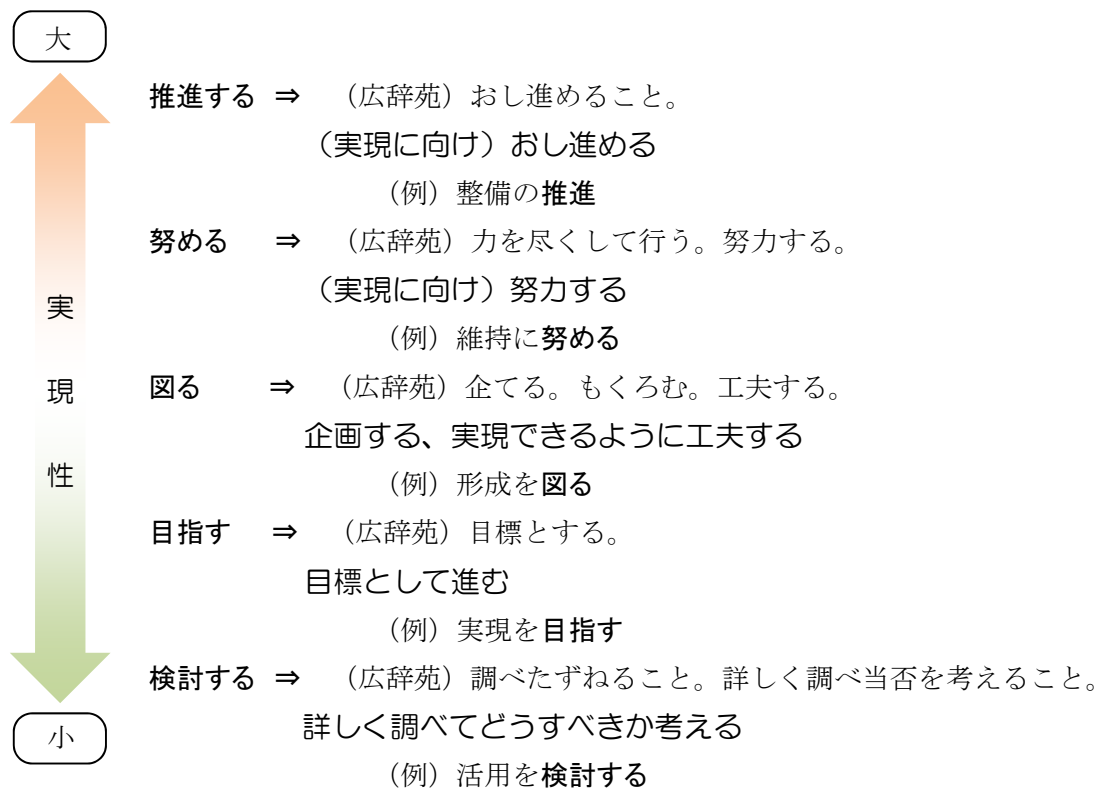
保全 ⇒ (広辞苑) 保護して安全にすること。

↳ 物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないこと

悪化のおそれがある良好な現状を、維持よりも積極的な行動や働きかけにより保護すること

(例) 農地の保全 環境の保全

- 整備 ⇒ (広辞苑) ととのえそなえること。すぐ使えるように準備をととのえること。
(事業を行うことにより) 施設や地域等を新設・改良・改善すること
(例) 地域道路を整備します 武蔵大和駅周辺の整備
- 形成 ⇒ (広辞苑) 形ができ上がること。形づくること。
整備を行うことにより、目標としているものを形づくること
(例) 良好な景観の形成 市街地の形成
- 誘導 ⇒ (広辞苑) 目的に向かっていざない導くこと。
目標の実現に向けて勧め、導くこと
(例) 幹線道路にふさわしい土地利用の誘導



【参考資料】

「東京都都市計画用語集／東京都」
「都市計画用語事典／都市計画用語研究会」
「都市づくり用語辞典／アーバン・ルネッサンス社」
「広辞苑 第六版／岩波書店」

等

都市マスタープラン改定の経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 25 年 8 月 15 日	平成 25 年度第 1 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会及び改定懇談会について ・ 改定の概要及びスケジュールについて ・ 市民意識調査について ・ 現行計画の検証について
平成 25 年 8 月 29 日	平成 25 年度第 1 回改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長、副座長の選任について ・ 庁内検討委員会及び改定懇談会について ・ 改定の概要及びスケジュールについて ・ 市民意識調査について ・ 現行計画の検証について
平成 25 年 8 月	市民意識調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 歳以上の市民（無作為抽出）配布 2,000 票、回収 844 票
平成 25 年 11 月 13 日	平成 25 年度第 2 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査の結果報告について ・ 現行計画の進捗状況と現状の課題について
平成 25 年 11 月 25 日	平成 25 年度第 2 回改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査の結果報告について ・ 現行計画の進捗状況と現状の課題について
平成 26 年 1 月 15 日	まちづくりニュースNo.29 発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市マスタープランの改定作業中 ・ 地域別懇談会のお知らせ
平成 26 年 1 月 24 日 ～2 月 2 日	平成 25 年度第 1 回地域別懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体構想（案）について (参加者 16 人)
平成 26 年 2 月 6 日	平成 25 年度第 3 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別懇談会について ・ 全体構想（案）について
平成 26 年 2 月 20 日	平成 25 年度第 3 回改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別懇談会について ・ 全体構想（案）について

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 26 年 7 月 15 日	まちづくりニュースNo.31 発行	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープランの改定作業中 ・地域別懇談会のお知らせ
平成 26 年 7 月 25 日 ～8 月 3 日	平成 26 年度第 1 回地域別懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（案）について ・地域の街づくりについて (参加者 61 人)
平成 26 年 8 月 14 日	平成 26 年度第 1 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（案）について ・地域別懇談会について ・地域別の街づくり方針（案）について
平成 26 年 8 月 27 日	平成 26 年度第 1 回改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・副座長の選任について ・全体構想（案）について ・地域別懇談会について ・地域別の街づくり方針（案）について
平成 26 年 10 月 9 日	平成 26 年度第 1 回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープランの改定経過について
平成 26 年 10 月 15 日	まちづくりニュースNo.32 発行	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープランの改定作業中 ・地域別懇談会のお知らせ
平成 26 年 10 月 24 日 ～11 月 8 日	平成 26 年度第 2 回地域別懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の街づくり方針（案）について (参加者 38 人)
平成 26 年 11 月 13 日	平成 26 年度第 2 回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別懇談会について ・地域別の街づくり方針（案）について
平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年度第 2 回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープランの改定経過について
平成 26 年 11 月 25 日	平成 26 年度第 2 回改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別懇談会について ・都市マスタープラン（改定案）について
平成 26 年 12 月 15 日 ～平成 27 年 1 月 5 日	市民意見募集	
平成 26 年 12 月 18 日 ～平成 27 年 1 月 27 日	東京都に意見照会	

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 27 年 1 月 9 日	平成 26 年度第 3 回都市計画審議会	・都市マスタープランの改定経過について
平成 27 年 2 月 6 日	平成 26 年度第 3 回庁内検討委員会	・市民の意見について ・東京都の意見について ・都市マスタープラン（改定案）について
平成 27 年 2 月 17 日	平成 26 年度第 3 回改定懇談会	・市民の意見について ・東京都の意見について ・都市マスタープラン（改定案）について
平成 27 年 2 月 19 日	平成 26 年度第 4 回都市計画審議会	・都市マスタープラン（改定案）について（諮問及び答申）
平成 27 年 3 月 18 日	全員協議会	・都市マスタープラン（改定案）について

東大和市都市マスタープラン改定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市の都市計画の指針となる現行の東大和市都市マスタープラン（以下「都市マス」という。）の改定にあたり、有識者、関係機関及び市民の意見を反映させるために、東大和市都市マスタープラン改定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見をまとめ、市長に報告する。

- (1) 都市計画に関する基本的な方針に関する事項
- (2) その他都市マスの改定に関し必要な事項

(構成等)

第3条 懇談会は、委員13人以内で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係団体 9人
- (3) 公募による市民 3人以内

2 懇談会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、懇談会を招集し、総括するとともに、懇談会の議長となる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、都市マスを改定し、市長に報告するまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月5日から施行する。
- 2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

東大和市都市マスタープラン改定懇談会委員

選出区分	氏 名	役 職 名
学識経験者	◎高見 公雄	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン 工学科教授
関係機関	内野 孝 (石川 元允)	東京みどり農業協同組合役員
	高橋 章	東大和市商工会理事(商業部会副部会長)
	○原 與四雄 (関田 實)	東大和市社会福祉協議会事務局長
	杉本 信代	東大和市立第十小学校校長
	飯村 一実 (須田 久喜)	東京都建設局北多摩北部建設事務所工事第 一課長
	飯塚 睦樹	東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築 指導第一課長
	菅原 淳子 (大道 和彦)	東京都建設局西部公園緑地事務所工事課長
	石動 修	警視庁東大和警察署生活安全課長
	小野寺 潔 (諸角 修)	東京消防庁北多摩西部消防署警防課長
公募市民	目黒 万弘	
	大越 武	

※ ◎は座長 ○は副座長

※ () は前任者

東大和市都市マスタープラン改定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の都市計画の指針となる現行の東大和市都市マスタープラン（以下「都市マス」という。）を改定するため、東大和市都市マスタープラン改定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、都市マスの改定に関して必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。

(構成)

第3条 検討委員会は、都市建設部長、企画課長、総務管財課長、防災安全課長、市民生活課長、福祉推進課長、環境課長、産業振興課長、土木課長、学校教育課長及び地域整備係長の職にある者をもって構成する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は都市建設部長の職にある者を、副委員長は企画課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は検討委員会を招集し、総括するとともに、検討委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 検討委員会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第5条 検討委員会には、議事運営、記録、資料整理等の業務を行うため事務局を都市建設部都市計画課に置く。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、都市マスを改定し、市長に報告するまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

東大和市都市マスタープラン改定庁内検討委員会委員

所 属	氏 名
◎都市建設部長	内藤 峰雄
○企画財政部企画課長	田代 雄己
総務部総務管財課長	東 栄一
防災安全課長	鈴木 俊雄
子ども生活部市民生活課長	田村 美砂
福祉部福祉推進課長	尾又 斉夫
環境部環境課長	関田 孝志 (町田 誠二)
産業振興課長 (H26. 4. 1～市民部)	乙幡 正喜
都市建設部土木課長	寺島 由紀夫 (木村 哲夫)
学校教育部学校教育課長	岩本 尚史
都市建設部都市計画課地域整備係長	中里 賢一 (～26. 12. 31)

※ ◎は委員長 ○は副委員長

※ () は前任者